

身体的拘束最小化宣言

当院は、「専門性と質の高い医療を通し地域の発展に寄与する」という理念のもと、患者の尊厳と権利を守り、安全で安心できる療養環境を提供することを使命とし、身体的拘束を原則行わないことを基本方針として、身体的拘束の最小化に組織的かつ継続的に取り組むことをここに宣言します。

身体的拘束は、患者の行動の自由を制限し、身体的・精神的苦痛をもたらす恐れがあることを十分に認識し、極めて慎重に判断されなければなりません。そのため、身体的拘束は、**切迫性、非代替性及び一時性**の要件を満たす場合に限り、例外的に実施する最終手段とします。

やむを得ず身体的拘束を実施する場合には、その必要性、方法、実施時間等を明確にし、実施中は患者の状態を継続的に観察し、速やかな解除に向けて検討します。また、実施にあたっては、理由をご家族等に丁寧にお伝えし同意の是非を確認させて頂きます。

さらに当院は、身体的拘束最小化の取り組みを実行性のあるものとするため、多職種で構成された「身体的拘束最小化チーム」を中心に、定期的に巡回、事例検討、職員教育、実施状況の把握および分析を通じて、継続的な改善に取り組めます。

当院の全職員がこの方針を共有し、患者の尊厳を最優先にした医療・看護・介護を実践出来るよう身体的拘束最小化の推進に取り組むことを表明します。



令和8年9月1日

社会医療法人 北海道恵愛会 札幌南一条病院

病院長 土田 哲人

看護部長 高橋 由香

身体的拘束最小化推進体制加算に係る揭示事項

1. 当院の基本方針

当院は、「専門性と質の高い医療を通し地域の発展に寄与する」という理念のもと、患者さんの尊厳と権利を尊重し、原則として身体的拘束を行わない方針です。

ただし、患者さんの安全確保のためにやむを得ない場合に限り、法令・ガイドラインに基づき、最小限の範囲・期間で実施します。

2. 身体的拘束最小化のための取組み

- 家族への説明と同意：拘束が必要な場合、事前説明を行い、同意を得た上で最小化を徹底
- 多職種カンファレンスの実施：医師、看護師、介護士、薬剤師、リハビリスタッフ、事務職員による身体的拘束最小化チームを設置し、定期的なラウンドとカンファレンスを実施
- 記録・評価の徹底：実施理由、実施時間、代替手段、解除判断を明確に記録し、定期的に評価
- 職員研修の定期開催：入院患者に関わる職員を対象に、身体的拘束の廃止と最小化に関する研修を年2回以上開催

3. 身体的拘束の実施状況

当院では、身体的拘束の実施状況を定期的に集計し、改善に取り組んでいます。

●身体的拘束実施率（一般障がい者病床：4階病棟・5階病棟・6階病棟）

※実施率＝「身体的拘束を実施した患者数÷入院患者数」

年度	身体的拘束実施率	備考
2025年度	9.5%	2025年4月1日～2026年3月30日
2026年度	4.6%	2026年4月1日～2026年7月31日